

福井県報

号外第15号
令和5年
2月17日(金)
火曜日発行

選挙管理委員会告示

- 臨時出張所の設置(一六)……………
- 手話通訳を付して政見を録画する放送事業者(一七)……………

目次

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第16号

福井県選挙管理委員会規程(昭和29年福井県選挙管理委員会告示第39号)第18条の2の規定により、次のとおり臨時出張所を設置する。

令和5年2月17日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

名称	位置	管轄区域	設置期間
福井市臨時出張所	福井市選挙管理委員会	福井市	令和5年3月3日から同年4月12日まで
敦賀市臨時出張所	敦賀市選挙管理委員会	敦賀市	
小浜市臨時出張所	小浜市選挙管理委員会	小浜市、三方郡および三方上中郡	
大野市臨時出張所	大野市選挙管理委員会	大野市	
勝山市臨時出張所	勝山市選挙管理委員会	勝山市	
鯖江市臨時出張所	鯖江市選挙管理委員会	鯖江市	
あわら市臨時出張所	あわら市選挙管理委員会	あわら市	
越前市臨時出張所	越前市選挙管理委員会	越前市、今立郡および南条郡	
坂井市臨時出張所	坂井市選挙管理委員会	坂井市	
吉田郡臨時出張所	永平寺町選挙管理委員会	吉田郡	
丹生郡臨時出張所	越前町選挙管理委員会	丹生郡	

福井県選挙管理委員会告示第17号

令和5年4月9日執行の福井県知事選挙における政見放送の手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり告示する。

令和5年2月17日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨
日本放送協会
福井放送株式会社
福井テレビジョン放送株式会社

令和五年二月十七日発

行

発行人

〒九一〇-八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県